

まめなかの

発行責任者
隠岐広域連立立
隠岐病院長
西郷町城北町355

県・隠岐七町村で構成する

隠岐広域連合

発足にあたり

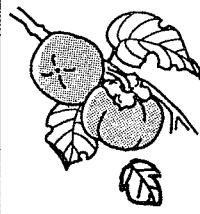
院長 大田宣弘

去る九月一日に、隠岐病院と島前診療所の運営と、隠岐島全域の介護保険の共同処理を行なう「隠岐広域連合」が発足しました。

隠岐諸島は、離島という地理的特殊性から、医療資源あるいは財政面など医療の確保には大変な困難を強いられ、さらに近年の高齢化、医療の高度化は、これらに一層の拍車をかけることとなりました。こうした中で地元の七か町村では、島根県に対し、隠岐病院を中心とした公的医療機関の経営への参加を、強く要請してきた経緯があります。

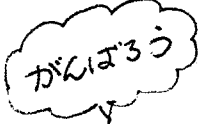
平成七・八年度には隠岐地域

保健・医療・福祉推進協議会が設置され、その報告書で「隠岐病院を中心とする郡内の公的医療機関の一元化が必要である」と提言されました。この報告書を受けて、平成九年四月に隠岐保健・医療・福祉提供体制整備推進協議会が設置され、約二年半の検討を重ねた後、島根県と隠岐七か町村による隠岐広域連合が誕生したわけです。さて、このような経過を経て新しく隠岐広域連立立隠岐病院となったわけですが、その果たすべき役割は非常に重要と思っております。島根県の定めた二次医療圏の一つ、隠岐圏域の中核病院ではありますが、離



島という地理的条件に加え、圏域の町村は四島に分散しており交通条件等から

施設の統合等による効率化はできません。このような構造の中で、住民の皆様にとって適切な医療を提供し圏域内での完結性を高め可能な限り効率的に機能整備を進めなければなりません。立地条件等により医療関係経営は不採算とならざるを得ず、この経営安定化の推進を目標とした県の経営への参画は心強い限りであります。地元の七か町村の地域医療に対する第一義的責任は明らかであり、経営健全化、医療の質の向上、人材の確保等これらで行なってきた改革が軽減するものではありません。地域で担いきれない高度の医療、医師派遣や財政の支援など補完が必要な分野については、県にお願いしながら、隠岐圏域の医療のレベルアップを目指して努力して行くことが、隠岐病院の使命と考えます。

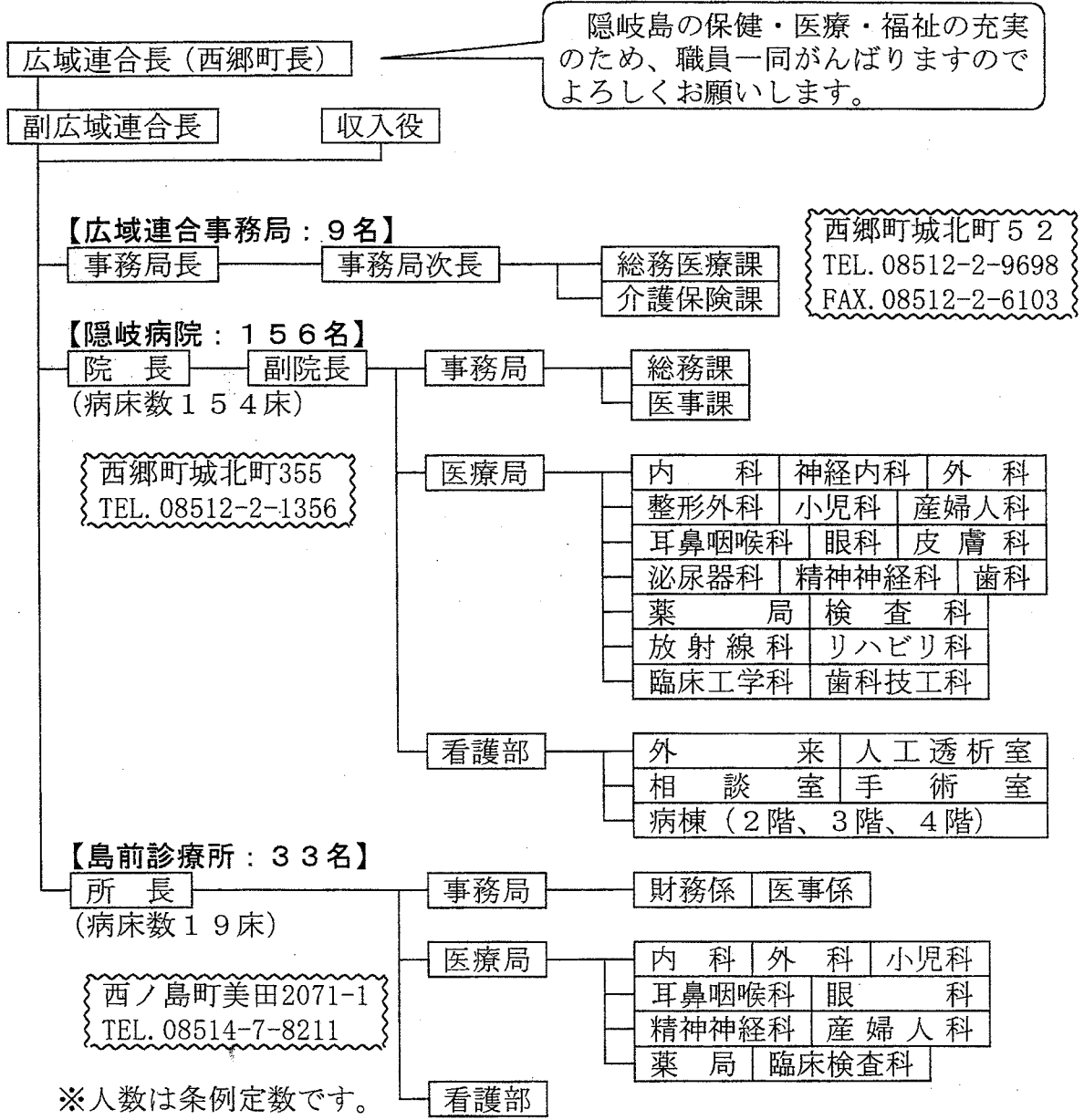


広域連合のもう一つの重要な業務に介護保険の運営があります。十月より、いよいよ要介護認定の申請および要介護認定作業が開始されます。小規模町村が単独で介護保険を運営した場合は、保険財政規模が小さいため安定した運営が困難となります。また、介護保険運営には膨大な事務量が必要であり、小規模町村単独では人員配置が困難であることもありまして、介護保険の広域処理は早くから意思決定されていきました。隠岐病院も島後の療養型病床による施設サービス提供はもとより、ハイリスク患者の居宅サービスにも参画したいと思っております。医療分野でも推進してきたことでありますが、介護保険の円滑な運営には広域的な対応と同時に、かかりつけ医を始めとした医療関係者との密接な連携が必要です。これからの医療は、保健・医療・福祉を一体化した統合医療であり、関連する医療関係者のチーム医療でなくてはならないと思っております。

隠岐広域連合の発足にあたり、自治体病院の役割を再認識し、この使命を果たすように全職員で努力して参りたいと思っております。

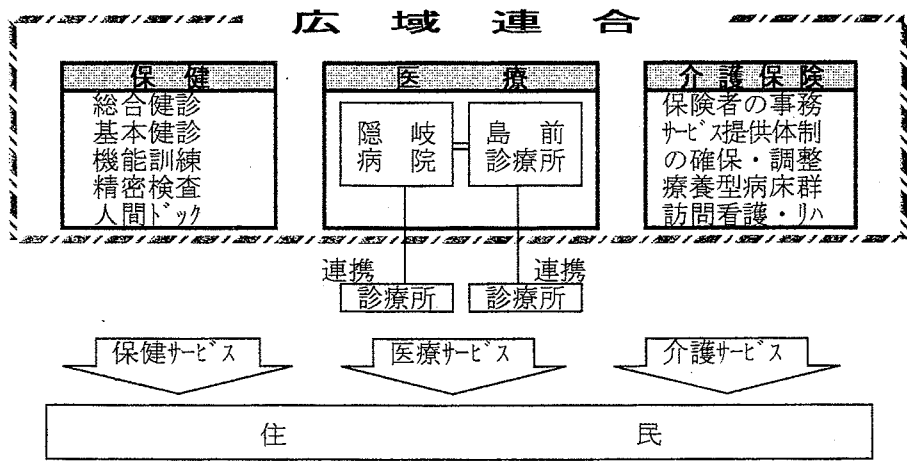


1. 隠岐広域連合の行政組織について



2. 隠岐広域連合の主な事務

- 隠岐病院及び島前診療所の設置・管理・運営に関する事務
- 介護保険の実施に関する事務（相談や各種申請書の受付は町村役場）



《お知らせ》

-皮膚科診察時間の変更について-

10月より毎週火曜日の皮膚科の診察を、毎週2回火・金曜日の診察と変更いたしますのでご注意ください。

10月の診察時間は…

診察時間：午前9時30分から午後2時30分まで
受付時間：午前8時から
(午前は新患、午後は予約患者の診察となります)



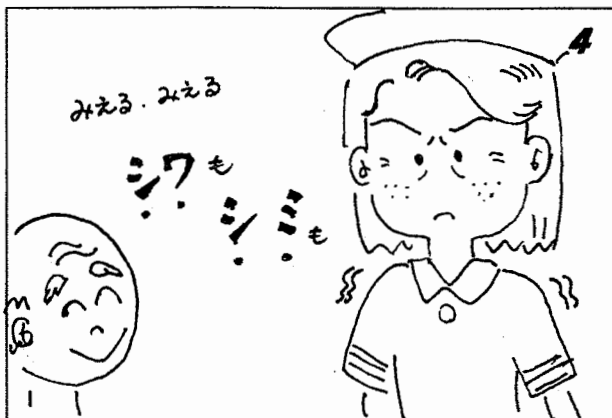
11月からの診察時間は…

診察時間：午後12時30分から午後2時30分まで
受付時間：午前8時から



見える見える!?

いきなり4コマ





保険証を持って安心



秋の行楽シーズンになりました。運動会・遠足・旅行と行事が重なるこの季節…。皆さん出かける際に「保険証」を携帯していますか？ちょっとしたことから病気・ケガで医療機関にかかる場合の注意点についてお話しいたします。

保険証を持参しないで病院で診察を受けた場合、原則としては医療費の全額を自己負担することになります。病院によっては一時金を支払い、後日保険証の提示があった時に精算する病院などもあります。患者さんからすると、「後日持参するので保険証の写しをFAXするから保険扱いしてくれれば良いのに…」と思うかもしれません。しかし病院側からすると、もし患者さんが持参・FAXしてくれない場合など、保険扱いによる自己負担以外の医療費は病院の損失となる場合があるため前記のような取扱をしているのです。つまり、保険証をいつも携帯していればイザという場合にも安心して受診できるのです。（市町村より発行される老人医療受給者証等も保険証に添えて提示してください）しかし、ここで注意していただきたいのは、保険診療できるのはあくまでも日常生活により生じた病気やケガが対象で下記のような場合には対象外となります。

対象外

- ① 業務上や通勤途中の病気やケガ（労災保険の対象）
- ② 交通事故（相手のある場合）は、原則として自賠責保険が優先
- ③ 自殺未遂や自分の犯罪行為によるケガ・健康診断・美容整形など
- ④ 飲酒やケンカが原因の場合は保険者が保険診療を認めていない（原則として）
- ⑤ 正常な妊娠・出産のための定期検診や分娩費用（帝王切開等が必要な場合は保険診療の対象です）

①全額自己負担

診療にかかる全費用 **100%**

②保険診療（外来）

※社会保険家族の場合

自己負担 30%	保険者の負担 70%
-----------------	-------------------



先日、核関連施設に於いて、日本で初めての臨界事故が起りました。見えないものへの恐怖に日本中が震撼しました。報道のなかには、きちんとしたマニュアルを持たないで作業した、いわゆる人災であるという様なものもあつたように思います。

▼信頼していたものが崩れるとき、それは些細で、一瞬のことで、そこからなんだと思いました。

▼事故はどれでもそうですが、「無くて当然」のものです。しかしその「当然の時間」を積み重ねるために、人は様々な努力をし、時間を費やすのだと思います。そうすることで、「当然」の時間は「偶然」から「必然」へと変わって行くのではないのでしょうか

▼先の一件は、私達にも良い教訓となりました。事故のない「当然」の時間を積み重ね、そしてそれを信頼に変えていく。それは、一人一人の見えない努力の「積み重ね」なのだと思います。事故のない世界それは、医療界・産業界等分野を問わず「みんなの願い」だと思つた一件でした。

チョットとビックリした

